

私たちの約束

私たちは本校生徒として、常に自覚を保ち、いかなる時、あらゆる場所においても立派に行動し得るように、ここに私たちの約束をかかげ、これを自主的に守り、いよいよ高く清い校風の樹立に努めます。

1. 生徒として

- (1) 上級生は下級生の手本となるよう心がけ、下級生は上級生を敬愛し、よりよい学校生活を築き上げるよう努力する。
- (2) 先生や来訪者に対して、常に尊敬と敬愛の気持ちを持ち、礼儀正しく接する。
- (3) 先生や来訪者はもちろんのこと、お互い同士も快く大きな声でいさつする。
- (4) 言葉づかいは明確で気品を保ち、他の人に不快な気持ちを与えないよう気をつける。
- (5) 職員室に入退室する際には、礼儀正しく振る舞う。
「失礼します」「失礼しました」
- (6) 役・委員に選ばれた者は、常に公平無私の精神をもって、全体の向上のために努力する。
- (7) 役・委員の選挙では、よく考えて代表としてふさわしい者を選ぶ。選ばれた役・委員に対して信頼してその任務遂行に協力する。

2. 登下校について

- (1) 交通規則を守り、中学生として自覚ある行動を心がける（信号を無視する、通行している人の妨げになるような歩き方をする等、絶対にしない）。
- (2) 予鈴（8時25分）までに登校して席につく。
集会時は8時25分までに決められた場所に整列する。
- (3) 登校してから下校までの間は、許可なく校外へは出ない。
- (4) 定められた下校時刻を厳守する（他の生徒を待つために校内に残らない）。
- (5) 下校の際は寄り道をせず、まっすぐに帰宅する（下校途中に公園等で遊んだり、友達を待つたりしない）。
- (6) 登下校中の買い物や不必要な店への立ち入りは絶対にしない。
- (7) 自転車通学をしない（特別に必要な場合は、担任の先生に申し出て許可を得る）。
- (8) 放課後等に標準服や体操服を着用したまま、自転車に乗らない。
- (9) 遅刻をした者は職員室に立ち寄り、学年の先生の指示で「遅刻カード」に時間等を記入し、担当してくれた先生とともに教室へ行く。

3. 学習について

- (1) 教科学習は私たちのつとめ、進んで自学自習に努める。
- (2) 毎時間、始業のチャイムが鳴るまでに自分の席について学習の準備をする（教室の移動は、始業のチャイムが鳴るまでに行う）。
- (3) 始業後、しばらくしても先生が来られない時は、学級代表が職員室へ連絡に行く。
- (4) 自習の場合は、学級代表または教科係が課題をみんなに連絡し、静かに学習する（補欠の先生が来られた時は、その指示に従う）。
- (5) 教科書、その他の学用品には、すべて学年・組・出席番号・名前を記入しておく。

4. 環境美化について

- (1) お互いが気持ちよく、楽しく学習できるように、校内の美化に心がける。
- (2) 紙くずやゴミが散乱しないように心がけ、見つけたらすぐ拾うようにする。
- (3) 学校のものはすべて公共物、常に大切に扱う。
- (4) 清掃用具等は大切に扱い、使用後は必ず元の場所に整頓しておく。
- (5) 学校の物を破損した場合は、すぐに担任の先生に連絡し指示に従う。

5. 日直について

- (1) 朝は少し早く登校し、みんながすがすがしい気持ちで学習できるよう整頓しておく。
- (2) 授業後、毎回黒板をふく。また、休憩時の換気にも注意する。
- (3) 教室移動の時や下校時には、教室の戸締りをきちんとする。廊下側の窓を閉めることも忘れない。

- (4) 学級日誌を記録し、担任の先生に提出する。
- (5) その他、担任の先生から指示された仕事を確実に行う。

6. 学校生活について

- (1) 学用品等は、定められたバッグとサブバッグに入れて登校する（部活動の用具・プールバッグも原則的には同じ。竹刀、防具、大型楽器、ラケット、シューズ入れ等は除く）。
- (2) 始業のチャイムで着席し、静かに先生が来られるのを待つ。
- (3) 常に真剣な態度で授業を受ける。
- (4) 始めのあいさつ、終わりのあいさつを礼儀正しく行う（自身の心にけじめをつける）。
- (5) 教室・廊下等で暴れたり走りまわったりせず、常に落ち着いて行動する。
- (6) 他の学年の教室・廊下には立ち入らない（移動の時も原則的には同じ）。
- (7) 授業中に気分が悪くなった時は、担当の先生の指示を仰ぐ。
- (8) 教科書等の学用品は、認められている物以外はすべて持ち帰る。
- (9) 水筒を持ってきててもよいが、中身はお茶、水またはスポーツドリンクとする（ペットボトルで持ってきててもよいが、空の容器は必ず持ち帰る）。
- (10) 昼食時は、13時10分（短縮時は12時50分）までは教室から出ない。
- (11) 昼休み13時10分からボールの貸し出しを行う（自分で勝手にボールを持ってこない）。
- (12) ボール遊びは、第2グランドにて行う。
- (13) 校舎内ではボールを蹴ってはいけない。
- (14) 屋上等、危険な場所へは絶対に立ち入らない。
- (15) 遊戯品等、学習活動に不必要的物は絶対に持つてこない（菓子類・ゲーム類・将棋・トランプ・マンガ・雑誌類・化粧品類・刃物・携帯電話等は厳禁）。
- (16) 許可なくエレベーターを使用しない。
- (17) 給食がない日に昼食を各自で用意する場合、家から弁当を持参するか、おにぎりやパン等を登校前に購入する。コンビニ弁当（ほか弁等も）、麺類やデザート類は持つてこない。
- (18) エアコンの使用については決められた規則を守る。

7. 頭髪について

- (1) 男女とも、常に中学生らしい自然な髪型を心がけ、清潔に保つ。髪は染めたり脱色することなく、パーマ・カールをかけない。整髪料も使用しない。また、まゆ毛にも手を加えることなく、常に学習に差し支えることのないよう注意する。編み込みやライン等のヘアーアレンジ、デザインも禁止とする。
- (2) 頭髪については、次のように規定する。
 - ・前髪は目にかかる程度にする。長くなったら切るか、黒・紺のピンでとめる。
 - ・肩以上に長くなった時は、黒・茶・紺のゴムひもでくくる。

8. 服装・持ち物について

- (1) 学校の規定した標準服・バッグ・サブバッグ・学校指定の体操服を用いる。
服装は常に清潔と中学生らしい品位を保つよう心がける。
- (2) 校章・組章・名札・ボタン・ネクタイ等は、いつもきちんとつけておく（登下校時は、名札をはずしていてもよい）。
- (3) 生徒手帳は常に持参しておく。
- (4) 学習に必要な物や不必要的金銭・貴重品は持参しない。
* 6の学校生活の欄の(15)を参照
- (5) 金銭の貸し借りや物品の売り買いなどは絶対にしない。
- (6) 持ち物をなくしたり、拾ったりした時は、すぐに担任の先生に届ける。
- (7) 靴は、白を基調とした運動靴をはく（靴全体の8割以上が白色であること）。靴ひもは白色のみ、マジックテープ式も可。ただし、ハイカット、厚底の靴は不可。
- (8) バッグやサブバッグにキー・ホルダー等をつけない。落書きも一切しない。
- (9) 男子はベルトを必ず使用する。色は、黒・茶・紺のものとする（幅はベルト通しの幅以内、ただし、極端に細いものや装飾性の高いものは不可）。
- (10) 女子はベルトを使用しない。サスペンダーの使用は可（色は、夏服の時は白、冬服の時は白・黒・茶・紺のみとする）。

- (11) 靴下は白一色のものを使用する（スニーカーソックス等極端に短いもの、模様・飾りのついたものは不可）。
- (12) 指輪・腕輪・ピアスなどの装飾品は一切、身につけない（マニキュア等化粧をすることも厳禁）。
- (13) 男子の冬服の下は、長袖カッターシャツ着用を原則とするが、夏用開襟シャツや半袖カッターシャツでも構わない。
- (14) カッターシャツや体操服の半袖シャツは、きちんとズボンやジャージ等の中に入れる。部活動時であっても、学校指定の体操服で活動している場合は、これに準ずる。



9. 冬の防寒対策について

- (1) 時期は、原則12月～3月とする（更衣調整期間はない）。
- (2) 冬用標準服の下にセーターや薄手のトレーナー、薄手のカーディガン、インナーダウン等を着てもよい。V首のものや首もとまでのものを着用する（ハイネックのものは不可）。
- また、首もとや袖先から服が出ないものを着用する。着用して良いか判断できない場合は、事前に学校と相談する。
- (3) 冬用標準服の下に着る服の色は派手でないもの（原則、白・黒・グレー・紺の単色で模様等のないもの）とする。
- (4) 体操服の上着、学校指定の防寒具を教室内で着用してもよい。またひざ掛けとして使用するのも許可する。ただし、テスト（授業内での小テスト等も含む）時は使用不可とする。
- (5) 登下校時のみ、手袋・マフラー・学校指定の防寒着を着用してもよい。手袋・マフラーは正門でとり、バッグ等になおす（教室等では、一切出さない）。防寒着は登下校の際、教室で着脱してよい。
- (6) カイロの使用も可【カイロに名前を書く 例…〇年〇組 名前】
- (7) 特に寒い時は、ベージュ、黒の無地のストッキング・タイツを着用してもよい。

10. 保健室の利用について

- (1) 授業時などに体調が悪くなった時は、教科担当の先生に申し出て保健室で適切な処置をうける（必要な場合は、保健委員等がつきそう）。
- (2) 早退するよう指示があった時は、学級担任または教科担当の先生に連絡をして帰宅する（帰宅後、必ず学校に電話で報告する）。
- (3) 用もないのに入室しない（薬をもらうための場ではない）。
- (4) 保健の先生に健康面等の相談がある場合は入室してもよい（先生の指示に従う）。

11. 校外生活について

- (1) 外出の際は、保護者に行き先・用件・帰宅時間等を明確に伝えておく（子ども同士でカラオケには行かない）。無断外泊は絶対にしない。
- (2) 夜間の外出は、塾等の場合を除き、保護者同伴で行う。
- (3) 塾等の帰りは、寄り道等をしないですみやかに帰宅する。
- (4) 遠出をする時は、保護者または保護者が委任した人といっしょに行く。
- (5) 危険な場所への立ち入りや危険な行為・不健全な行為は絶対にしない（喫煙・飲酒・シンナ一遊び・出会い系サイト等々）。
* 大阪府条例により、午後7時（保護者同伴でも午後10時）から翌午前5時までは、カラオケボックス・ゲームセンター等の入場が禁止されています。
- (6) 交通道徳や社会道徳を守る。
- (7) 判断に迷った時は、保護者や担任の先生に相談する。
- (8) 万一、事件や事故にあった時は、速やかに学校に連絡する（緊急の場合は、警察へ）。

12. 休暇中の生活について

- (1) 健康について
 - ・眼や歯の治療をする。
 - ・夜ふかしをやめ、睡眠を十分にとる。
- (2) 学習について
 - ・宿題は早めにやり終え、自分で計画した勉強を推し進める。
 - ・良い本をたくさん読む。
- (3) 遊びについて
 - ・11の校外生活の欄の(1)～(5)等を参照
- (4) 家庭生活について
 - ・規則正しい生活習慣を心がけ、家族と協力し、家庭生活を明るくするようにする。

13. 届書について

- (1) 遅刻・早退・欠課・欠席・忌引・体育授業の見学など事前の許可願は、生徒手帳の連絡欄に必要事項を記入し、保護者捺印の上、学級担任に届け出る。
- (2) 当日の欠席などの場合は、保護者が電話でその旨を学級担任に連絡する。
- (3) その他、特別の許可を必要とする場合も、まず学級担任に連絡し相談する。